

～犯罪被害者週間～

令和2年11月25日(水)～12月1日(火)

【 犯罪被害者支援について 】

警察では、犯罪被害者やその御家族などに対する被害の回復・軽減、再被害防止などを図るため、民間被害者支援団体や行政・医療・司法などの関係機関と緊密に連携し、被害者の視点に立ったきめ細かな支援活動を行っています。



【 犯罪被害給付制度 】

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族や、重傷病・障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、給付金が支給される制度があります。

※ お問い合わせ先 ※

(受付時間 平日午前 9 時00分から午後 5 時45分)

- ◎ 長崎県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室
0 9 5 - 8 2 0 - 0 1 1 0 (代)
- ◎ 佐世保警察署警務課警務係
0 9 5 6 - 2 3 - 0 1 1 0 (代)



★ 公益社団法人「長崎犯罪被害者支援センター」

「長崎犯罪被害者支援センター」は、長崎県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、警察や関係機関と連携して、犯罪や交通事故の被害者とその御家族等に対する相談や付添い等の支援活動を行っています。

犯罪被害や交通事故に遭われてお困りの方は御相談ください。

※ 相談電話 ※

(受付時間 平日午前 9 時30分から午後 5 時00分)

- ◎ 犯罪被害全般
0 9 5 - 8 2 0 - 4 9 7 7
- ◎ 性犯罪被害専用(サポートながさき)
0 9 5 - 8 9 5 - 8 8 5 6

